

社会福祉法人旭福祉会

介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスA

(第1号通所事業)

運営規程

第1章 事業の目的と運営方針

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人旭福祉会が設置する、やすらぎ園パワーアップセンター(以下、「事業所」という。)において実施する旭市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA(以下、「通所型サービスA」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等(以下、「従業者」という)が要支援状態にある利用者・事業対象者(以下、「利用者」という。)に対し、適切な通所型サービスAを提供することを目的とします。

第2条 (運営方針)

通所型サービスAの提供にあたって、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行なうことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

- 2 通所型サービスAの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- 3 事業の実施に当たっては、旭市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めるものとします。
- 4 通所型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- 5 前項のほか、旭市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとします。

第3条 (事業所の名称及び所在地等)

事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- | | |
|-------|-----------------|
| 一 名 称 | やすらぎ園パワーアップセンター |
| 二 所在地 | 千葉県旭市イの3925番地2 |

第2章 従業者の職種、員数及び職務内容

第4条 （従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

一 管理者 1名

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に、通所型サービスAの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。

二 介護職員 1名以上

介護職員は、通所型サービスAの業務に当たります。

三 看護職員 1名以上

利用者の健康管理、医療との連携を行います。

四 機能訓練指導員 1名以上

- ・ 他職種の者と協働して、利用者ごとに運動機能向上計画を作成し、個別に実施します。また、計画の進捗状況を定期的に評価します。

第3章 営業日及び営業時間と定員

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

（1）営業日 月曜日～金曜日

ただし、12月30日～1月3日は除きます。

（2）営業時間 午前8時30分～午後5時30分

（3）サービス提供時間 午前の部 9時00分～11時30分
午後の部 1時00分～3時30分

第6条（利用者の定員）

事業所の利用定員は、1日2単位（各単位）15名とします。

第4章 設備及び備品等

第7条（機能訓練室）

事業者は、利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

第8条（その他の設備）

事業者は、消火設備やサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えます。

第5章 同意と契約

第9条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文章を交付し説明を行い同意を得た上で契約を締結します。

第10条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、事業対象者又は、要支援認定の有無及び有効期間を確認する事ができます。

第6章 サービスの提供

第11条（介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの内容）

内容は次の通りとします。

- (1) 相談、援助等
- (2) 運動器機能向上プログラム
- (3) 健康状態のチェック
- (4) 送迎サービス（希望者のみ）

第12条（サービスの取り扱い方針）

- 1 事業者は、サービスを提供するに当たって、その個別サービス計画に基づき、漫然かつ、画一的なものにならないよう、配慮して行ないます。
- 2 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行ないます。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行ないません。
また、緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合には、利用者や家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 4 事業者は、自らその提供しているサービスの質の評価を行い、個別サービス計画及び提供しているサービスの内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第13条（通常の事業実施地域）

通常の事業の実施地域は、旭市とします。

第14条（利用料及びその他の費用）

- 通所型サービスAを提供した場合の利用料は、旭市が定める基準額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとします。
- 2 前項において、提供される通所型サービスAが法定代理受領サービスでないときは、事業所は、その利用者から前項で定める利用料の額について支払を受けます。
 - 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明をし、その同意得るものとします。

第15条（利用料の変更等）

旭市が定める利用料の変更等により、前条に規定する利用料を変更するこ

とができます。

2 事業者は前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し同意を得るものとします。

第7章 留意事項

第16条（喫煙）

喫煙は事業所内の所定の場所に限ります。なお所定の場所以外は禁煙にご協力いただきます。

第17条（飲酒）

通所型サービスA利用中の飲酒は厳禁です。

第18条（衛生保持）

利用者は生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

第19条（禁止行為）

利用者は事業所内で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで、他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 喧嘩、口論、泥酔などで、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第20条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められたとき。
- 二 偽りその他不正行為によって通所型サービスAを受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従業員のサービス規程と質の確保

第21条（従業員のサービス規程）

事業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の支持命令に従い、自己の業務に専念します。サービスに当たっては、常に以下の事項に留意します。

- （1）利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇します。
- （2）常に健康に留意し明朗な態度を心がけます。
- （3）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けます。

第22条（衛生管理）

事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業員に対し研修を行ないます。

- 2 従業員は感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

第23条（従業員の質の向上）

事業者は、従業員の資質向上を図るためその研修の機会を確保します

- （1）採用時研修・・・その都度
- （2）施設内外の研修

第24条（個人情報の保護）

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。
- 6 事業者は、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

第9章 緊急時、非常時の対応

第25条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所型サービスAの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はご家族等に連絡する等の必要な措置を講じます。

第26条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません

第27条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年3回避難、その他必要な訓練を実施します。

第10章 その他

第28条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

第29条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業員によって行ないます。ただし、利用者到处遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 事業者は、従業員の資質の向上のため研修の機会を設けます。

第 30 条（記録の整備）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存します。

第 31 条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行ないます。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い報告します。

第 32 条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第 33 条（会計の区分）

事業者は、通所型サービス A の事業の会計とその他の事業の会計を区分します。

第 37 条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

付則	この規程は、平成	28 年	4 月	1 日から施行する。
	この規程は、平成	29 年	4 月	1 日から施行する。
	この規程は、平成	29 年 11 月	1 日から施行する。	
	この規程は、令和	4 年	1 月	1 日から施行する。